

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

- 農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則
（農林水産経営支援課） 一
- 沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
（ 同 ） 二
- 農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則
（ 同 ） 三
- 宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則
（農業振興課） 三
- 訓 令 甲
○卸売市場検査規程の一部を改正する訓令
（食産業振興課） 五

規 則

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

農業災害補償法施行細則（昭和三十四年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

農業保険法施行細則

第一条中「農業災害補償法（ ）を「農業保険法（ ）に、「農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）」を「農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）」に、「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）」を「農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）」に改める。

第二条中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第五条中「第三十三条の六」を「第四十五条」に改める。
第六条第一項中「第四十三条第二項」を「第五十八条第二項」に、「定款」を「定款等の」に改め、同条第二項を削る。

第七条中「第四十六条第二項」を「第六十五条第二項」に改める。

第八条中「第四十八条第二項」を「第六十七条第二項」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第九条中「第五十八条」を「第八十六条」に改める。

第十条中「第八十五条の二第二項」を「第一百一条第二項」に改める。

第十一条中「第八十五条の三第二項」を「第一百二条第二項」に改める。

第十二条中「第二条の三」を「第十五条」に、「のあつせん」を「によるあつせん」に改める。

第十三条中「第八十五条の六第二項」を「第一百七条第二項」に改める。

第十四条中「第八十五条の九第二項」を「第一百一条第二項」に改める。

第十五条中「第八十五条の十第一項」を「第一百二条第一項」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条中「第四百四十二条の四」を「第二百九条第三項」に改める。

第十九条中「第四百四十二条の七」を「第二百十三条」に、「取消」を「取消し」に改める。

第二十条第一号中「あつた」を「あつた」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「定款」を

「定款等の」に改め、同条第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「第三十六条」を「第四十九条」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第七号

とし、同条第九号中「第四十一条第一項」を「第五十四条第一項」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号中「第五十五条」を「第七十九

条」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第十号とする。

第二十一条を削る。

様式第一号中「農業災害補償法第24条」を「農業保険法第30条」に、「定款」を「定款等」に、

「3 役員の選挙録簿本及び発起人の資格調査」を「3 設立経過報告書」に改める。

4 設立経過報告書」を「3 設立経過報告書」に改める。

様式第四号中「農業災害補償法第33条の6」を「農業保険法第45条」に改める。

様式第五号中「農業共済組合定款」を「農業共済組合定款等」に、「の定款」を「の定款等の」に、

「開催した」と「に開催した」に、「農業災害補償法第43条第二項」を「農業保険法第58条第二項」

に改める。

様式第五号中「農業共済組合定款」を「農業共済組合定款等」に、「の定款」を「の定款等の」に、

「開催した」と「に開催した」に、「農業災害補償法第43条第二項」を「農業保険法第58条第二項」

に改める。

に改める。

様式第五号の二や五。

様式第六号中「開催した」や「に開催した」は「総代会」や「農業災害補償法第46条第2項」や「農業保険法第65条第2項」及び「貸借対照表、財産目録」や「財産目録、貸借対照表」に改める。

様式第七号中「開催した」や「に開催した」及び「農業災害補償法第48条第2項」や「農業保険法第67条第2項」及び「よつて」や「よつて」及び「定款、共済規程」や「定款等」及び「第49条第2項」や「第68条第2項」及び「行つた」や「行つた」及び「共済若しくは」や「弁済若しくは」に改める。
様式第八号中「開催した」及び「に開催した」及び「農業災害補償法第48条第2項」や「農業保険法第67条第2項」及び「よつて」や「よつて」及び「定款、共済規程」や「定款等」及び「又は総代会」や「(総代会)」及び「第49条第2項」や「第68条第2項」及び「行つた」や「行つた」及び「共済若しくは」や「弁済若しくは」に改める。

様式第九号中「農業災害補償法第58条」や「農業保険法第86条」及び「農業災害補償法第57条」や「農業保険法第85条」及び「総会議事録」や「総会の議事録の」に改める。

様式第十号中「農業災害補償法第85条の2第1項」や「農業保険法第101条第1項」に改める。
様式第十一号中「農業災害補償法第85条の2第1項」や「農業保険法第101条第1項」及び「農業委員会の意見書」

5 農業委員会の意見書

「第85条の3第1項」や「第102条第1項」及び 6 農業共済組合の申出書の写し
7 共済事業の委譲に関する 農業共済組合との

5 農業共済組合の申出書の写し

6 共済事業の委譲に関する 農業共済組合との協議書の写し
に改める。

様式第十四号中「農業災害補償法施行令第2条の3」や「農業保険法施行令第15条」及び「あつせん」や「あつせん」及び「農業災害補償法第85条の2第1項」や「農業保険法第101条第1項」及び「資料を添え」や「を添え」及び「第2条の3」や「第15条」に改める。

様式第十五号中「農業災害補償法第85条の6第1項」や「農業保険法第107条第1項」に改める。

様式第十六号中「開催した」や「に開催した」及び「農業災害補償法第85条の9第1項」や「農業保険法第111条第1項」に改める。

様式第十七号中「開催した」や「に開催した」及び「農業災害補償法第85条の10第1項」や「農業保険法第112条第1項」に改める。

様式第十八号及び様式第十九号を次のように改める。

様式第18号及び様式第19号 削除

様式第二十号中「農業災害補償法第142条の4」や「農業保険法第209条第3項」に改める。

様式第二十一号中「開催(執行、決定)した」や「に(執行)した」及び「議決(選挙、の理事

又は監事当選)」や 選挙 } 及び「農業災害補償法142条の7」
議決 }
農業共済組合の理事又は監事の当選 }

や「農業保険法第213条」に改める。
様式第二十三号やその下を改める。

様式第23号 削除

様式第二十七号中「農業災害補償法第36条」や「農業保険法第49条」及び「(総代)より」や「(総代)から」及び「(総会(総代会)開催の請求があり)」や「(に総会(総代会)開催の請求があったので、)」及び「(総会(総代会)開催予定であります)」及び「(総会(総代会)を開催する予定です)」に改める。

様式第二十八号中「農業災害補償法第41条第1項」や「農業保険法第54条第1項」及び「(組合員より)」や「(組合員から)」及び「(役員改選請求があった)」や「(に役員改選請求があった)」及び「(総会(総代会)を開催予定につき下記書類を添え報告します)」や「(付けて総会(総代会)を開催する予定です)」に改める。

様式第二十九号中「農業災害補償法第55条」や「農業保険法第79条」に改める。「(総会)」を「(総代会)」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係を適用せよとの認定申請に係る改正前の農業災害補償法施行細則(以下「旧規則」という。)第十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 平成三十年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係に関する共済掛金等の滞納処分の認可申請に係る旧規則第十七条の規定の適用については、なお従前の例による。

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

○宮城県規則第六十九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年宮城県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和四十四年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百二十二条の二から第四百二十二条の四」を「農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第二百九条第一項から第三項」に、「及び」を「又は」に改め、「市町村」という。）の下に「若しくは受託者（法第一百四十条第一項の規定により農業共済組合又は市町村から業務の委託を受けた者をいう。）」を加え、「行う検査（」の下に「第四条を除き、」を加える。

第二条中「農業災害補償制度」を「農業保険の制度」に改める。

第三条第一号中「共済規程、共済条例」を「事業規程、共済事業の実施に関する条例」に改め、同条第二号中「農業災害補償制度」を「農業保険の制度」に改める。

第四条中「農業災害補償法第四百二十二条の二及び第四百二十二条の三」を「法第二百九条第一項及び第二項」に改める。

第十二条第一項中「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十六条」を「法第二百九条第四項」に改め、同条第二項中「身分を示す証明書及び検査命令書を提示し、検査を行う旨を告げるものとする」を「検査命令書を提示しなければならない」に改める。

第十八条第三項中「共済事業」の下に「又は保険事業」を加え、「農業災害補償法第四百二十二条の五」を「法第二百十條」に改め、「必要な」を削り、「同法第四百二十二条の五の二」を「法第二百十一條」に改め、同条第六項中「農業災害補償法第四百二十二条の四」を「法第二百九条第三項」に改める。

様式第一号中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4」を「農業保険法第209条第1項から

第3項」に改める。

検 査 命 令 書

様式第二号中

職名	氏名
〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

農業災害補償法第142条の〇の規定により、〇〇〇農業共済組合（市町村）の検査に従事することを命ずる。

検 査 命 令 書

職名 氏名

農業保険法第209条第 項の規定により、 農業共済組合（市町村）の検査に従事することを命ずる。

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の農業共済組合等検査規則第十二条第一項の規定による身分を示す証明書は、改正後の農業共済組合等検査規則第十二条第一項の規定による身分を示す証明書とみなす。

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則

宮城県農業大学校規則（昭和五十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。
 第六条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。」を加え、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号中「上半身」の下に「、無帽及び無背景」を加え、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

第八条第一項中「様式第四号」を「様式第二号」に改める。

第十条中「様式第五号」を「様式第三号」に改める。

第十二条第一項中「様式第六号」を「様式第四号」に改める。

第十三条第一項中「様式第七号」を「様式第五号」に改め、同条第三項中「様式第八号」を「様式第六号」に改め、同条第四項中「様式第九号」を「様式第七号」に改める。

第十四条中「様式第十号」を「様式第八号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第6条関係）

宮城県収入証紙貼付欄
 (2000円分の宮城県収入証紙を貼り、消印はしないでください。)

受験番号
 (出願者は未記入)

年度 宮 城 県 農 業 大 学 校 入 校 願 書

宮城県農業大学校長 殿

私は、宮城県農業大学校に入校したいので、関係書類を添えて出願します。

入校試験区分選択 (○印を付けてください。)

推薦入試 一般入試 (前期) 一般入試 (後期)

志望学部 (第二志望欄は第二志望がある場合のみ記入してください。)

第一志望 学部 第二志望 学部

出願者 (確実に連絡のとれる住所等を記入してください。)

写 真
 (縦4cm×横3cm)
 (正面・上半身・無帽・無背景・3か月以内)
 に撮影したもの)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	(〒 -)	(電話)	- -

住 所	(〒 -)	(電話)	- -
-----	--------	------	-----

住所以外に連絡先がある場合の連絡先	連絡先の名称又は氏名 ()	続柄	
出願者が未成年の場合	保護者氏名		

出身学校							
所在地	設置者	学校名	学科	課程	卒業 (見込み) 年月	卒業・卒業見込 年月 修了・修了見込	
都道府県	国立 公立 私立	高等学校 中等教育学校	科	全日制 定時制 通信制			

高等学校・中等教育学校卒業後以外の場合 (該当するものにシ印を付けてください。)

- 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定合格者 (年 月 合格)
- 高等専門学校第3学年修了 (見込み) (年 月 修了・修了見込)
- その他 ()

農家・非農家の別、入校志望理由 農家・非農家のどちらかを ○で囲んでください。 〔入校志望理由〕	1 農 家	2 非農家

様式第二号及び様式第三号を削り、様式第四号を様式第二号とし、様式第五号から様式第十号までを二様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十六号

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程（昭和四十九年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。
第三条中「農林水産部農産園芸環境課」を「農林水産部園芸振興室」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。